

平成 21 年 5 月 16 日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2007～2008
 課題番号：19530359
 研究課題名（和文） 「社会」による企業ガバナンスの論理およびその実現可能性
 についての研究
 研究課題名（英文） A Study of the Theory of Corporate Governance by Society
 研究代表者
 小阪 隆秀（KOSAKA TAKAHIDE）
 日本大学・商学部・教授
 研究者番号：20120446

研究成果の概要：

「企業と社会」という近年の研究領域のなかで、「社会の側からの企業ガバナンス」という分析視角ないし分析対象把握概念を提示し、先行研究の理論的な検討と整理をおこなった。ここでは「市場による企業ガバナンス」、「ステーク・ホルダーによる企業ガバナンス」、そして「社会による企業ガバナンス」ということで、企業に対するガバナンスを 3 つの類型に分けて検討した。このような分析視角のもとで、「社会の論理」が成立する論拠を明らかにし、概念的な整理と体系化をおこなった。これによって、「企業と社会」における両者の概念的な関係、および、「企業の社会的責任」の必要性の論拠を明らかにしようとした。そのような論拠は、大企業が利他的機能を遂行せざるをえないような制度ないし仕組みの創出のために貢献できるであろうと思われる。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合 計
2007年度	500,000	150,000	650,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総 計	1,000,000	300,000	1,300,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経営学・経営学

キーワード：企業経営

1. 研究開始当初の背景

「企業を社会の側からガバナンスする」という本研究課題は、欧米での「企業と社会（Business & Society）」の関係を究明しようとする問題関心に触発されて生まれてきたものである。

この領域の研究は、W.C.フレデリック、J.E.ポスト、およびJ.ウェーバーらの研究やA.B.

キャロルとA.K.バツハホルツの研究などによって、今日まで多くの研究者の関心を集めている。すなわち、フレデリックやポストらの代表的な著作である Business and Society は、執筆者を入れ替えながら、すでに第 11 版を数えてきており、研究者の層の厚さを示している。キャロルとバツハホルツの Business and Society も第 5 版まで継続出版

されてきている。また、N.J.ミッチェルの *The Generous Corporation* [1989] (『社会にやさしい企業』同友館、2003 年 5 月) に見られるように、企業権力の形成・拡大と社会からの正当性の獲得の必要性についての先駆的な研究もある。

本研究課題への着想の背景には、申請者が研究者としてスタートしたときから抱いていた、マックス・ウェーバー (Max Weber) の官僚制組織論における経営トップが持つべき「指導的精神」と「指導者民主主義」という重要な概念が大きくかかわっている。このような主要概念を、現代組織においてどのように意味付けし、実現可能性のための論理にまで構築していくか、ということが、長年の研究関心であった。

だが、コーポレート・ガバナンスが論じられはじめた 1990 年代初期には、この理論に、申請者の問題関心と共通するような方向に進展していく可能性が内包されているということ、十分には理解できなかった。

しかしながら、N.J.ミッチェルの前掲書を読むことで、企業権力の形成・拡大にともない、社会からの正当性を獲得するために、企業は社会的責任を果たす必要性が生じる、という分析に接することができた。これが、本研究課題にあらためて関心を持つようになった直接の契機である。

この N.J.ミッチェルの著書を監訳者として翻訳・出版する過程で、「企業と社会」への関心が強化された。その後、J.E.ポスト、A.T.ローレンスおよび J.ウェーバーの *Business and Society* の第 10 版を読み進めていった。この著書は、「企業と社会」に関する代表的なテキストといえるものであり、数多くの示唆に富んだ分析がなされている。だが、この著書においても、「社会の側からの企業ガバナンス」という視点が、明示的に取り上げられて分析されているとはいえないように思われる。それゆえ、本申請において、『社会』による企業ガバナンス」という研究課題を設定することとした。

申請者は、これまで、企業のグローバル化との関連で「企業と社会」の問題を検討してきた。経済発展の遅れた国ないし経済圏において、まさに資本主義の制度形成の遅れや未成熟によって生じた「デバイド divide」が、グローバル企業のビジネスの対象になり、現地の社会からの不信や強い反発を生むことになった。グローバル企業がもたらす「市場の論理」と現地の「社会の論理」との間に乖離が生じたためである。

そこから得られた研究成果としては、本来、互いに一つの全体を構成していた「市場と社会」は、それぞれ、「市場の論理」と「社会の論理」として、独自の論理を持つようになり、独自に機能するようになってきている、

ということであった。

以上のような研究成果を踏まえて、本研究では、株主主権論、ステーク・ホルダー論、および企業の社会的責任 (CSR) 論について検討を加えていくことにした。

2. 研究の目的

本研究の目的は、資本主義社会におけるさまざまな利害関係者の利害の調整の在り方を論理的に明らかにすることである。

企業をめぐるステーク・ホルダーたちの利害は、基本的に、市場において利己主義にもとづいて調整されている。しかし、そのようなステーク・ホルダーの一つである「社会」は、市場の外にある存在である。「社会」は市場での利己主義にもとづく調整にはなじまない。社会は企業に対して「利他主義」を求める存在である。このような社会と市場の関係を論理的に明らかにすることが、本研究の目的である。換言すれば、本研究の課題は、企業を社会の側からガバナンスする可能性とその論理を明らかにすることである。

企業のガバナンスについては、これまで、株主主権論、ステーク・ホルダー論、企業の社会的責任 (CSR) 論、企業倫理論などによって、検討されてきた。そこから多くの知見がもたらされてきたことはいうまでもない。だが、すでに相当な議論が積み重ねられてきているために、現時点では、これまでの知見の上に立って、あらためて諸理論の体系的整理を試みる必要が生じている、と考えられる。本研究は、そのような課題の一端を担おうとするものである。

本研究においては、企業に対するガバナンスを考察するに際して、まずはじめに、「企業と市場」との関係においてその本質をとらえるのか、あるいは、「企業と社会」との関係においてその本質をとらえるのか、という二分法を想定している。

その場合、「企業と市場」との関係を基本にしているのは、株主主権論の当事者の株主と、ステーク・ホルダー論のなかの政府・行政機関とコミュニティ (社会) を除く他の利害関係者 (集団) であろう。これらの利害関係者 (集団) 間での利害調整は、市場における競争と効率の論理のなかで決まってくる問題である。

企業倫理論においても、市場メカニズムを維持するための「自己規制」としてのモラルを提示しようとするものであるかぎりには、やはり企業の本質を市場との関係でとらえようとしている、ということができよう。たとえば、D.ヘンダーソンが「啓発された自己利益」という場合、企業の倫理を市場の論理のなかに制限して遂行しようとしているということが出来るであろう。

しかし、ステーク・ホルダー論のなかのコミュニティ（社会）や社会的責任論における「社会」は、「市場の論理」の外にあるものである。この場合、「社会」が企業に要求しているものは、利己主義ではなく、利他主義である。利他主義にもとづいて、社会的責任を果たすように企業をガバナンスすることが、「社会の論理」だということになる。

ところで、市場と社会の関係については、すでに多くの議論がなされてきている。たとえば、カール・ポラニー（K. Polanyi）は、その主著『大転換（The Great Transformation）』のなかで、社会のなかから自己調整的市場が成立してくる歴史的な過程を見事に分析し論述している。P.F.ドラッカー（P.F. Drucker）も、社会（コミュニティ）から生まれてきた組織が、社会を基盤としつつも、それと対立していく必然性を持っていることを論じている。

また、フランシス・フクヤマ（F. Fukuyama）も、「信頼財 trust goods」をめぐる市場とコミュニティ（社会）との弁証法的な相克を論じるなかで、コミュニティ（社会）の持つ信頼財が組織の形成と大規模化に重要な役割を果たしてきたことを明らかにするとともに、組織の発展がコミュニティの領域を侵食し、相互扶助の紐帯を切断し、組織と社会を分化・分離し、それらの相互間での対立を生み出してきたことを、明らかにしている。

本研究は、本来、相互補完関係にある「市場」と「社会」のうち、とりわけ「社会」に分析の基軸を据えることで、社会による企業ガバナンスの可能性とその論理を明らかにしようとするものである。そして、その点で、学術的な貢献の一端を担おうとするものである。

3. 研究の方法

先行研究をサーヴェイし、それらの成果を踏まえて、研究課題の歴史的な発展過程を跡付けていく。そして、分析対象を把握するための概念や分析するための概念を明確にし、論理的な体系化を目指す。その意味で、理論的な研究方法であるということができる。

研究目的を達成するための研究方法・計画は、具体的には以下のとおりである。

【平成 19 年度の研究計画と方法】

第 1 段階：「市場の論理」を基軸にした株主主権論とステーク・ホルダー論の批判的検討

①株主主権論に関する諸理論のサーヴェイ：コーポレート・ガバナンスの正当性の根拠が「市場の論理」におかれていることを検討

②ステーク・ホルダー論に関する諸理論のサーヴェイ：利害関係者（集団）のうち、政府・行政機関とコミュニティ（社会）を除く利害関係者（集団）が、それぞれの利害調整を「市場の論理」のなかで行っていることを検討

第 2 段階：「社会の論理」を基軸にした社会的責任論の可能性の検討

①社会的責任論に関する諸理論のサーヴェイ：企業が社会的責任を果たす論拠の識別。そのような論拠には、次のような 4 つのタイプが想定される。

- a. 「社会」からの圧力に対する対応
- b. 「社会」に与えている被害に対して大衆の不満がクリティカル・マスを超えることを予見した対応
- c. 社会的責任を競争戦略として利用する対応
- d. 社会的存在・社会の一員としての、義務の遂行としての対応

②競争戦略としての企業の社会的責任の理論と、それ以外の社会的責任の理論との相違の検討

第 3 段階：論文の作成と学会での報告

「市場の論理」を基軸にしたコーポレート・ガバナンス論と「社会の論理」を基軸にしたコーポレート・ガバナンス論への類型化、および、両者の本質的な相違に関する研究のまとめと報告

【平成 20 年度の研究計画と方法】

第 1 段階：「利他主義の神話の崩壊」から「新たな利他主義の創造」への変化の実証的研究

①企業の巨大化と権力の肥大化についての歴史的な発展過程の分析。市場の論理がもつ利他主義の神話の崩壊の経緯とその実証的な跡付け

②利他主義の神話の崩壊と巨大企業の権力行使に対する社会からの正当性の要求。新たな利他主義の制度の必要性和企業の社会的責任論の登場。巨大企業による自主的・主導的な社会的責任論か、社会の側からのガバナンスとしての企業の社会的責任論か、についての理論的検討

第 2 段階：新たな利他主義の創造、その理論と史実の検証

①社会の側からの企業権力の正当性の要求。個人の社会性の矮小化と社会性をもった個人の減少傾向のなかで、「社会の論理」の強化に役立つような実践的可能性の探究

②「企業と社会」という新しい問題枠組みのなかに、新たな利他主義にもとづく「社会の論理」を組み込む、すなわち市場を再び社会のなかに埋め込むことを検討

第 3 段階：論文の作成と国際学会での報告
企業を社会の側からガバナンスする可能

4. 研究成果

「企業と社会」という近年の研究領域のなかで、社会の側からの企業ガバナンスという分析視角からの理論的な検討と整理は、いまだ十分な形でなされてきてはいない。

本研究は、このような研究課題に取り組むことで、企業と社会の関係の本質に迫ろうとするものである。同時にまた、現代の重要な研究課題となっている企業の社会的責任論への理論的な貢献を意図している。

また、本研究が究明しようとしている「社会の論理」を理論的に整理していけば、大企業が利他的機能を遂行せざるを得なくなるような制度ないし仕組みを創出するための重要な糸口になる、と考えられる。そのような制度ないし仕組みの構築が可能になってくれば、K. ポラニーの言うように、「市場を再び社会に埋め込む」ことへとつながっていくことになる。

本研究において、K. ポラニーやその他の論者の分析枠組みに導かれて「市場の論理」と「社会の論理」とを識別することで、株主主権論、ステーク・ホルダー論、企業の社会的責任（CSR）論について、検討を加えてきた。

「市場の論理」のもとでは、価格メカニズムが機能しているかぎり、私的利益の追求と公共的利益の達成という、一見まったく対立するものが同時に実現されていくことになる。ここから利己主義は正当化されると同時に、「利他主義の神話」が生まれてくる。すなわち、利己主義にもとづく行動が利他主義という結果を生む、ということが、理論的に保証されることになる。株主主権論やステーク・ホルダー論は、このような市場の論理にもとづく利害調整という基盤のうえで議論してきている。本研究では、このような視点から、既成の理論の問題点を検討・整理することができた。

また、企業の巨大化とその権力の肥大化にともない、市場の論理がもつ「利他主義の神話」が崩れ去っていくことを検討してきた。利他主義の神話が崩壊するのにともない、新たな利他主義の制度が必要になり、そこに企業の社会的責任論が登場してくる理由があることが明らかになった。だが、社会的責任論にも「戦略的 CSR 論」という市場の論理にもとづく議論も盛んに論じられるようになってきており、これら諸理論の深い分析も必要になってきていることが課題として残された。

加えて、新たに求められてきている利他主義の制度は、社会の側から企業権力の正当性を問い質すことで形成されていくものである。それゆえ、社会の側から節度ある要求と

して創り上げていかねばならないものである。なぜなら、企業が社会的責任を果たすといえども、そこには自ずから限度がある。企業はボランティア組織ではないことはもとより、市場での厳しい競争に生き残っていないからである。そして、そのためには、K. ポラニーが言うように、「社会に埋め込まれた市場」はどのようにすれば可能なのか、を問い続ける必要がある。

研究課題の検討・究明は引き続き行われているが、当面の成果の内容を要約すれば次のようになる。

はじめに、「市場による企業ガバナンス」について見ると、市場が持つ機能ないしメカニズムは企業の行動をガバナンスしているという理論ないし考え方はいくつかの問題点があることがわかる。

市場メカニズムが機能していれば、自由放任のもとで競争を通じて、社会の富の増大と社会的調和が達成されていく、と仮定されている。市場のなかで企業は利己的に利益を追求する機関であり、そのように行動すべき存在である。企業は市場によって「外から支配」されており、市場メカニズムが正しく機能していれば、企業は本来のあるべき方向に自動的にガバナンスされることになる。本研究では、これを「市場の論理」と呼んだ。

しかしながら、本研究の分析によると、企業の富とそれに密接にかかわる関係者の富が増大するとしても、「社会」の富が増大する保証は、まったくない。また、社会的調和が実現される保証もない。これらの保証を担保していくためには、競争の場としての市場に自由と公正が維持される秩序が必要になる。このような秩序を形成・維持するためには、企業の求める自由にはモラルの裏付けが必要であり、社会は市場に対して規制力を行使して公正を求めていく必要がある。

このような関係のもとで市場メカニズムが機能すれば、企業は市場によってある程度ガバナンスされているということができよう。しかしながら、社会が市場に対して規制力を持っているという保証もなく、企業の自由にはモラルの裏付けが必要であるとすれば、公共性を市場メカニズムに委ねる理論は、かなり不安定な論拠の上に立っているということになる。

次に、「ステーク・ホルダーによる企業ガバナンス」について見ると、この考え方が登場してきた背景には、現代の代表的な会社組織である株式会社の大規模化とそこでの専門経営者による会社支配という新たな問題がある。すなわち、専門経営者が手に入れた権力は市場メカニズム（「市場の論理」）によってガバナンスできないのである。

法律的には、会社は株主のものであるとしても、強大な経営権を持つ専門経営者が自己

利益のために行動する余地が大きい。そこで、株主は、専門経営者にストック・オプションを与え、株主価値の増大へと動機づけることになる。しかし、企業には様々な利害関係者があり、彼らと互いに良好な関係を形成し相互の利益が極大化していくようにマネジメントしなければ、最大利潤と企業成長を実現することは不可能である。ここに、ステーク・ホルダーとの関係が制度化されていく根拠がある。

しかしながら、このようなステーク・ホルダーのなかには「社会」が含まれていない。「社会」は通常の利害関係者（集団）ではない。企業活動のための様々な基盤的条件（インフラ）を提供し、コミュニティのなかに企業活動の場を受け入れている存在である。それに対して、企業はよき企業市民（good corporate citizen）として、その地域社会の価値や規範をめぐる社会ルールを受け入れることで共生を目指す存在である。そして、ここに、「社会の論理」が成立する根拠がある。

以上のように、本研究では、「市場による企業ガバナンス」、「ステーク・ホルダーによる企業ガバナンス」、そして「社会による企業ガバナンス」について、理論的な検討を行ってきた。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

①小阪隆秀「トヨタの海外展開戦略とトヨタウェイ」『工業経営研究』（工業経営研究学会編）第21巻、pp.2-12、2007年9月

〔学会発表〕（計1件）

①小阪隆秀「ヴェーバー官僚制論再考ーポスト官僚制概念と組織人の自由ー」（経営学史学会第17回全国大会・統一論題報告、2009年5月16日、中部大学名古屋キャンパス）

〔図書〕（計1件）

①Takahide Kosaka, “Business and Society under Globalization” in The Japan Association for Comparative Studies of Management (ed.) *Business and Society*, pp.126-135, Kyoto Japan: Bunrikaku publisher

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小阪 隆秀 (KOSAKA TAKAHIDE)
日本大学・商学部・教授
研究者番号：20120446

(2) 研究分担者
なし

(3) 連携研究者
なし